

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和8年6月22日（月）

出席者

○公安委員会

渡邊委員長、平川委員、久家委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、運転免許課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに提出された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、協議の結果、申出人に対する回答を決裁した。

○ 「大分県公安委員会事務決裁規則」及び「大分県公安委員会事務委任規則」の一部改正について

警察本部から、令和8年7月1日施行予定の大分県暴力団排除条例の一部改正に伴い、「大分県公安委員会事務決裁規則」及び「大分県公安委員会事務委任規則」を一部改正することに関し、規則の概要、改正の理由、改正の内容等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正することを決裁した。

○ 大分県暴力団排除条例の一部改正に伴う公安委員会規則等の改正について

警察本部から、令和8年7月1日施行予定の大分県暴力団排除条例の一部改正に伴って必要となる大分県公安委員会規則等の一部改正に関し、「大分県暴力団排除条例施行規則」及び「大分県暴力団排除条例に基づく公安委員会による調査等に関する要綱」の改正点等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正することを決裁した。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の審理経過及び裁決（棄却）について

警察本部から、公安委員会が行った運転免許取消処分及び運転免許を受けることができない期間を2年間と指定する処分に係る審査請求の審理手続を終了し、行政不服審査法第45条第2項の規定により、当該審査請求を棄却する旨の説明がなされ、協議の結果、原案のとおり当該審査請求を棄却することを決裁した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について

警察本部から、公安委員会に対する苦情の申出に関し、当該調査結果についての説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決裁した。

報 告 事 項

○ 令和8年度大分県警察柔道・剣道大会の開催結果について

警察本部から、令和8年6月16日に開催された令和8年度大分県警察柔道・剣道大会の開催結果に関し、開催日時・場所、参加人数、試合結果等について、報告がなされた。

公安委員から「試合形式を工夫するなどし、負傷者が少なくなった点も良かった。引き続き、安全管理に配慮しつつ、現場の執行力を高めていただきたい」旨の発言がなされた。

○ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について（令和8年5月）

警察本部から、令和8年5月末における警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について、報告がなされた。

○ 大分県テロ対策ネットワーク会議の開催について

警察本部から、令和8年6月26日に開催予定の大分県テロ対策ネットワーク会議に関し、目的、開催日時・場所、出席者等について、報告がなされた。